

どうして規制を  
拡大しなければ  
いけなくなつたの？

絶滅危惧種の国際取引  
を規制するワシントン  
条約の2025年の会議

# CoP20を知れば、 野生生物保全の“今”がわかる

2025年11月24日～12月5日にウズベキスタンで開催される  
ワシントン条約第20回締約国会議（CoP20）では、どんな  
生きものが議題に上がるのか、要チェック！

どんな需要があるの？

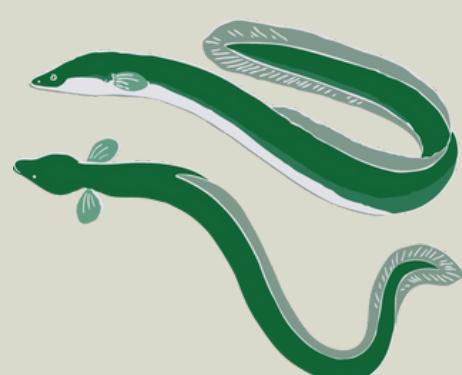


2025年11月24日から12月5日に、ウズベキスタンのサマルカンドで  
**ワシントン条約 第20回締約国会議（CoP20）**が開催されます。この  
会議では、絶滅の危機や過剰な国際取引リスクを抱える野生動植物を  
保護するため、附属書の改正提案が議論されます。

このページでは、CoP20で注目されている動物種をいくつかピックアップし、なぜ議題になっているのか、どんな提案があるのかをわかりやすくご紹介します。※これらのサムネイルは、2025年7月～11月にJWCSのSNSで順次発信してきた解説をまとめたものです。

提案書の原文は、CITES公式サイトの「Twentieth meeting of the Conference of the Parties」をご覧ください。

<https://cites.org/eng/cop/20/amendment-proposals>



# ウナギ属全種(Anguilla属)

## ■どんな生物?

川や湖で育ち、大きくなると海へ下って産卵する。主な国際取引の対象は、ヨーロッパウナギ (*A.anguilla*)、ニホンウナギ (*A. japonica*)、アメリカウナギ (*A. rostrata*) の3種だが、いずれの種も過去1世紀にわたって大きく個体数を減らしている。



## ■CoP20で提案されること

**附属書IIへの掲載** ※ヨーロッパウナギは2009年に附属書IIに掲載されている。  
附属書IIとは?…国際商業取引を管理しないと将来絶滅のおそれのある動植物のリスト。輸出国が「合法に取得したものである」ことと、「取引が野生個体群の存続を脅かさない」ことを確認した輸出許可書が国際取引に必要。

## ■提案の理由

ウナギの仲間は稚魚(シラスウナギ)や加工品(例:かば焼き)からどの種であるか見分けることが困難。ウナギ属全種を附属書IIにすることで、税関や警察は輸出許可書の有無で違法取引の取り締まりができるようになる。

# ジンベエザメ

## ■どんな生物?

世界最大の魚類で、温帯から熱帯の海に生息する。その生態はほとんど知られていない。サメの中でも成長が遅く個体数が増えにくいため、乱獲や個体数の急激な減少に対して非常に脆弱。

## ■CoP20で提案されること

**附属書IIから附属書Iへのリストアップ**

附属書Iとは?…国際取引による絶滅のおそれが極めて高い種が掲載される。そのため国際商取引は原則禁止。

## ■提案の理由

- ・漁獲対象か混獲かに関わらず、漁船との衝突、生息地の減少、観光利用の増加による影響などによる個体数の減少
- ・ヒレや肝油、肉が高値で取引されることから、違法および法の抜け道を使った取引(混獲と偽って法律による保護を逃れるなど)や密漁が止まらないため、保全を強化する必要がある。

# オカピ

## ■どんな動物?

コンゴ民主共和国の中央および北東部の熱帯林に生息する、主に昼行性のキリン科の大型の動物

## ■CoP20で提案されること

**附属書IIから附属書Iへのリストアップ**

附属書Iとは?…国際取引による絶滅のおそれが極めて高い種が掲載される。そのため国際商取引は原則禁止。

## ■提案の理由

個体群の減少

- ・地元で消費される食肉のための違法狩猟
- ・皮、骨などの国際的な違法取引
- ・森林伐採、焼畑農業、鉱物採掘などによる生息地の劣化・減少



## ガラガラヘビ属全種と ヒメガラガラヘビ属全種 (*Crotalus*属と *Sistrurus*属)

### ■どんな生物?

毒を持ち、危険が迫ると尾で音を鳴らし威嚇する。*C. ravus*はメキシコ中部に生息域が限定されている種であり、*C. lepidus*はアメリカ南部からメキシコ中部に生息している。

### ■CoP20で提案されること

#### 附属書IIへの掲載

附属書IIとは?…国際商業取引を管理しないと将来絶滅のおそれのある動植物のリスト。輸出国が「合法に取得したものである」とこと、「取引が野生個体群の存続を脅かさない」ことを確認した輸出許可書が国際取引に必要。

### ■提案の理由

個体数の減少、生息地の変化。*C. ravus*はペット、または薬として使用するために違法取引されている。国際取引で発見される標本の大半(エキス、派生物、皮膚、衣服)は種レベルでの同定が困難であることから、*Crotalus*属(55種)と*Sistrurus*属(3種)を附属書IIに含める必要がある。



## ガラパゴスリクイグアナ

(*Conolophus*属 ※ *C. marthae*、*C. subcristatus*、*C. pallidus*を含む)

### ■どんな生物?

ガラパゴス諸島に生息するエクアドル固有種。一般的に植生がまばらな乾燥地帯に生息する。主に葉、花、新芽を食べる草食性。エクアドルは*Conolophus*属の生体の商業的輸出を許可または認可したことではなく、生息地での捕獲も禁止されているが、これらの種はペットとして国際取引されている。主な輸出入国はマリ、イス、ウガンダ、スーダン、日本、タイ、インドネシア、カナダ、大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国。

### ■CoP20で提案されること

#### 附属書IIから附属書Iへのリストアップ

附属書Iとは?…国際取引による絶滅のおそれが極めて高い種が掲載される。そのため国際商取引は原則禁止。

### ■提案の理由

国際取引のための乱獲を阻止し、違法な飼育下で繁殖された個体の輸出を規制するためには、*Conolophus*属全体を附属書IIに含める必要がある。



## ホフマンナマケモノ、 フタユビナマケモノ

(*Choloepus hoffmanni*、*Choloepus didactylus*)

### ■どんな生物?

ホフマンナマケモノは中南米の広い範囲に、フタユビナマケモノは主に南米北部の熱帯地域に生息。主に樹上性の草食動物で、芽、葉、花、果実、小枝の先端や若い茎を食べる。生息国の国内法に違反したペット目的の違法取引が増加しており、ほぼすべての分布国で発生している。また、メキシコ、米国、ヨーロッパ、アジア、中東などの非分布国への密輸も報告されている。

### ■CoP20で提案されること

#### 附属書IIへの掲載

附属書IIとは?…国際商業取引を管理しないと将来絶滅のおそれのある動植物のリスト。輸出国が「合法に取得したものである」とこと、「取引が野生個体群の存続を脅かさない」ことを確認した輸出許可書が国際取引に必要。

### ■提案の理由

国内外での違法取引の増加を避け、個体数の減少を防ぐためには国際的な規制する必要がある。両種を税関で見分けることは困難であるため、両種を同時に掲載することが必要。



# タランチュラのなかま15種

(*Grammostola rosea*と、*Acanthoscurria*属、*Avicularia*属、*Catumiri*属、*Cyriocosmus*属、*Hapalotremus*属、*Holothele*属、*Pamphobeteus*属、*Umbyquyra*属のうち14種)

## ■どんな生物?

世界の温暖な地域に生息し、無脊椎動物の中で最も取引量の多いグループの一つ。ペット取引による需要が高く、既知種の半数以上がオンライン市場で確認されている。その多くが野生から採取される。寿命が長く、繁殖率が低いこと、また種ごとに生息域が限られるため、過剰採取に脆弱。

## ■CoP20で提案されること

### 附属書IIへの掲載

附属書IIとは?…国際商業取引を管理しないと将来絶滅のおそれのある動植物のリスト。輸出国が「合法に取得したものである」とこと、「取引が野生個体群の存続を脅かさない」ことを確認した輸出許可書が国際取引に必要。

### ■提案の理由

ペット目的で取引される南米に生息する種は、生息地喪失の進行と相まって野生からの採取が深刻な圧力となっている。これらを附属書IIに掲載することで国際的な規制の枠組みの構築、持続可能性の確保、協力の促進、過剰利用の防止が可能となり、特定されたリスクに対処できる。



# ヨゴレ (*Carcharhinus longimanus*)

## ■どんな生物?

熱帯～亜熱帯の世界中の外洋に生息するサメのなかま。背鰭、胸鰭、腹鰭、尾鰭に不規則な白い斑紋がある。野生の個体数が世界的に著しく減少しており、IUCN絶滅危惧種レッドリストではCR（深刻な危機）。高価で取引されるフカヒレを目的とした乱獲や、マグロ漁での混獲、乾燥したフカヒレの違法取引が行われており、さらなる減少の要因となっている。

## ■CoP20で提案されること

### 附属書IIから附属書Iへのリストアップ

附属書Iとは?…国際取引による絶滅のおそれが極めて高い種が掲載される。そのため国際商取引は原則禁止。

### ■提案の理由

過去3世代で80%以上個体数が減少し、現在も減少が続く絶滅危惧種における国際取引は、合法、非合法に関わらず大きな懸念。個体数を回復させるためには、主に商業目的の国際取引を完全に停止することが必要と考えられる。



# シマハイエナ(*Hyaena hyaena*)

## ■どんな生物?

サハラ以南のアフリカ以外で生息する唯一のハイエナ種であり、分布域は北アフリカ、東アフリカ、中東、インド亜大陸、中央アジア。おもに腐肉を食べるが動物を狩ることもあり、果実や小動物、人間の残飯まで食べるなど食性は幅広い。通常は単独で行動する。

## ■CoP20のプレナリーで再提案

### 附属書IIIから附属書IIへのリストアップ

附属書IIとは?…国際商業取引を管理しないと将来絶滅のおそれのある動植物のリスト。輸出国が「合法に取得したものである」とこと、「取引が野生個体群の存続を脅かさない」ことを確認した輸出許可書が国際取引に必要。

### ■提案の理由

個体数の減少（人間活動による生息地の喪失、迷信による否定的な認識による迫害、伝統医学としての利用、展示やペット利用による捕獲など）。個体数が少なく繁殖率も低いため、わずかな捕獲や違法取引であっても種の生存に大きな影響を与える可能性があることから、附属書IIに含める必要がある。